

平成 24 年度復興予算の一括計上対象経費について

復興事業特別会計に計上される復興債対象経費については、以下の基準に基づき、復興庁に一括計上(一括して予算要求)する。

1. 復興債の発行対象経費のうち、被災地の復興と関連性の高い事業に必要な経費については、原則として全て復興庁が一括して要求することとし、以下を対象とする。
 - ①復興交付金
 - ②復興庁独自経費
 - ③公共事業(全国防災を除く)
 - ④公共事業以外の地方公共団体向け補助事業

2. 全国防災及び震災復興特別交付税については、対象としない。

3. それ以外の経費についても、被災地の復興と関連性が低い経費を除き、被災地の復興と関連性のあるものは全て、計上する。

(除外する経費)

 - i) 国会、裁判所の経費
 - ii) 本省、地方支分部局、独立行政法人等の人件費、事務費、調査費、研究費、施設費等
 - iii) 国際機関等への拠出金
 - iv) その他、被災地において執行される経費ではないもの